# 令和６年能登半島地震により被害を受けられた皆さまへ

当組合では、地震で被災した方が、保険医療機関等で受診された場合に
支払う一部負担金等について、免除することとしましたのでお知らせします。

令和６年能登半島地震により被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

当組合では、地震で被災した方が、保険医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等について、下記のとおり免除することとしましたのでお知らせします。

記

１．対象者

災害救助法の適用市区町村※に住所を有する被保険者及び被扶養者で次のいずれかに該当する場合。

⑴　住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方

⑵　主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

⑶　主たる生計維持者の行方が不明である方

※ 災害救助法適用市区町村については、下記アドレスにてご確認いただけます。

内閣府 防災情報のページ 災害救助法の適用状況

（https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）

２．一部負担金等の免除方法について

一部負担金等の免除を受ける場合は、別紙「令和６年能登半島地震における健康保険一部負担金等免除申請書」に罹災証明書の写し等を添付のうえ、当組合に申請してください。

申請書を確認し、『健康保険一部負担金等免除証明書』を交付しますので、保険医療機関等の窓口に被保険者証 とあわせて提示してください。なお、資料の添付が困難な場合は、被保険者様の申し立てを事業主様等が証明いただ くことにより資料の添付に代えることができます。

今般の災害による被災に伴い、被保険者証等を保険医療機関に提示できない場合においては、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で 申し立てることにより、受診できる取扱いとなっています。

３．免除期間等

災害救助法適用年月日から令和６年３月末までの予定です。

ご不明な点がありましたら、当健康保険組合までお問い合わせください。

大阪菓子健康保険組合